

第9期東郷町高齢者福祉計画の策定について

1. 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画

- ◆老人福祉法第28条の8に定める「市町村老人福祉計画」で、介護保険事業計画との一体的な策定が義務づけられている。
- ◆高齢者福祉に関する基本的な方向性や各種事業の内容や量の見込み、施設の整備等について定めるもの。
- ◆総合計画及び福祉分野の上位計画として位置付けられる地域福祉計画との整合を図る必要がある。

(2) 介護保険事業計画

- ◆介護保険法第107条に定める「市町村介護保険事業計画」で、高齢者福祉計画との一体的な策定が義務づけられている。
- ◆3年を1期として策定するものとされており、今年度策定するのは令和6年度～8年度を計画期間とする第9期計画となる。
- ◆厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に即し、地域の高齢者の状況等を踏まえ、介護保険サービスや地域の実情に応じて実施される地域支援事業等の量の見込みや確保のための方策等について定めるもの。

東郷町では、上記の2つの計画を一体化して「東郷町高齢者福祉計画」として策定しており、令和5年度が現行計画（第8期計画）の最終年度となっています。

2. 第9期計画の策定に向けて（基本指針のポイント）

基本的な考え方

- ◆第9期計画期間中に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなり、生産年齢人口の減少の一方で、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる。
- ◆65歳以上人口は2040年（令和22年）頃まで、75歳以上人口は2055年（令和37年）頃まで、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれる。

⇒中長期的な支援ニーズを踏まえ、これからの3年間にどのような取り組みをする必要があるかという視点が求められます。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

- ◆令和3年度～令和5年度の介護給付等の実績を踏まえ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等に基づき、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある。
- ◆医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることも重要。
- ◆各市町村においては、地域における中長期的なサービス需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第9期計画を作成することが重要。
- ◆居宅要介護者の在宅生活を支えるための在宅サービスの充実が課題。国においては居宅要介護者の様々なニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービスを組み合わせた新たな複合型サービスを創設することを検討。

⇒人口推計や実績に基づくサービスニーズの見込みを踏まえ、計画的なサービスの確保を図るとともに、在宅サービスの充実や在宅医療の充実に向けた医療介護連携の促進が引き続き課題となります。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ◆地域共生社会の実現に向けた取組として、地域包括支援センターの体制や環境の整備を図ることに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要。
- ◆認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要。
- ◆地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、デジタル基盤を活用した情報を共有・活用等の推進が重要。
- ◆介護給付適正化や効果的・効率的な事業実施に向けた保険者機能の強化が必要。

⇒地域共生の観点から、関連分野との連携も含め、地域における共生・支援・予防の取組の充実、デジタル基盤を活用した効果的・効率的な事業の推進が求められています。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ◆介護サービス需要の高まりの一方で生産年齢人口は急速な減少が見込まれており、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。
- ◆介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施する必要。
- ◆ICTの導入や適切な支援につなぐワンストップ型窓口の設置など、生産性向上に資する取組を都道府県と連携して推進することが重要

⇒介護人材の確保に向けた取組を県等と連携して推進していくことが求められています。

3. 現行計画の構成と今後の検討事項

(1) 第8期東郷町高齢者福祉計画の構成

第1章 計画の概要 1 計画策定の背景と目的 2 計画の性格 3 計画の期間 第2章 高齢者を取り巻く現況 1 東郷町の現状 2 アンケート調査結果からみえる現状 3 高齢者保健福祉施策の取組状況 4 前期計画の評価の振り返りから見える課題 第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 2 基本目標 3 重点目標 4 計画の体系 5 日常生活圏域の設定と現状 第4章 計画の具体的な取組方針 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進<予防> 基本目標2 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援> 基本目標3 介護を受けながら安心して暮らす体制づくり<医療・介護>	第5章 重点目標 重点目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進 重点目標2 認知症への正しい理解と早期対応 第6章 介護保険サービスの見込み 1 介護保険事業費等の推計手順 2 総人口及び高齢者人口・要介護等認定者数の推計 3 居宅・介護予防サービス 4 施設サービス 5 地域密着型サービス 6 介護予防・日常生活支援総合事業 7 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築 8 施設整備計画 9 介護保険料の算出 第7章 計画を円滑に進めるために 1 町民との協働 2 関係機関との連携 3 行政の役割 4 計画の評価体制の整備 資料編
---	--

(2) 計画策定に向けた主な検討事項

- ◆アンケート調査結果、各種統計データ（人口・介護保険事業等）等に基づく本市の課題と対応する取組の検討（第4章）
- ◆高齢者福祉施策、介護保険事業の現状と評価を踏まえた施策の見直し、新規実施／拡充／廃止する施策・事業の検討（第4章、第5章）
- ◆人口推計、要介護者数の推計、各種サービス必要量の推計等を踏まえた、計画期間におけるサービス量の算定と保険料の決定（第6章）